

朝鮮総督府公文書総合目録集

朝鮮総督府公文書とは朝鮮総督府が1910年8月29日から1945年8月15日まで韓国を統治する過程で生産あるいは収受した文書の総称である。朝鮮総督府は総督官房、内務局、警務局、財務局、学務局などの中央行政機関と各道をはじめとする地方行政機関および各種の所属機関などのかなり大きな組織体として構成されていた。朝鮮総督府公文書はこのすべての組織が生産したものや、業務との関連で受け取った他の行政機関(日本本国および台湾総督府、満州国)の公文書すべてを含んでいる。

朝鮮総督府本部の文書管理は本部所属の文書課が担当したが、地方行政機関と所属機関はすべて独立的に該当機関で文書を管理していた。したがって、本部文書課では朝鮮総督府の中央機関で生産あるいは接收した文書のみを保存管理し、地方行政機関や所属機関の文書は該当機関が管理していた。1945年解放以降、韓国政府の総務処へ移管された文書は、朝鮮総督府文書課が管理していた本部各局で生産されたものであった。したがって、総務処政府記録保存所、現在の国家記録院が所蔵しているものは元々は朝鮮総督府本部文書課の文書、約1万4千冊である。しかし、国家記録院は継続的に地方行政機関およびその他の文書保管機関から公文書を移管を受け、現在は約2万8千冊の朝鮮総督府公文書を所蔵している。

<総合目録>について

1. この総合目録は国家記録院、国史編纂委員会、高麗大学アジア問題研究所等が所蔵している文書、約2万8千冊を対象とした。
2. 総合目録の配列は韓国国家記録研究院の近代記録史料チームが新しくつくった朝鮮総督府公文書分類表に基づいて整理した。分類表は朝鮮総督府の官制と事務分掌規定を根拠として、組織と機能を中心に、大分類、中分類、小分類の3段階で構成されている。
3. 総合目録で提供する内容は、表題名、生産機関、生産年度、分類、移管機関、所蔵場所、所蔵記号などである。
4. 全ての文書綴りの表題はハングル化し、スペースはつかわないこととした。
5. 外国人および外国の名称の中で漢字で表記されたものはそのまま韓国語の音読どおりにした。例) 耶蘇教 → 야소교
6. 総合目録は次のような要素で構成されている。

固有番号	分類記号
記録綴名	
生産機関	生産年度
移管機関	
所蔵機関名	所蔵機関の登録番号

目 次

発刊辞	4
序文	7
前書き	10
官房	14
内務	21
財務	265
殖産	278
法務	679
学務	754
警務	849
道	869
逋信	1153
鉄道	1165
専売	1179
裁判	1182
中枢	1513
朝鮮史編修	1514
索引	1516

朝鮮総督府公文書の多階層詳細目録集

学務局社会教育の文書群編

本書は国家記録院が所蔵している朝鮮総督府公文書のうち、社会教育として分類された宗教(儒教、仏教、キリスト教、その他)と社会事業および教化事業(社会教化、青年訓練所)の機能に関連する文書綴、174冊に含まれている件単位の公文書の目録集である。この公文書は日本帝国主義の朝鮮強制占領期の社会史、宗教史、教育史の研究にとってもっとも重要な史料である。

この目録集は同一出所、機能にそって公文書を組織化し、個別文書のみならず、構造化されている文書群についても記述標準にしたがって詳細な記述内容をつけたもので、文書群から個別文書にいたる全ての内容を均衡的に把握できるようにする案内役として十分機能するだろう。また、朝鮮総督府の公文書すべてを科学的に記述した全面的な作業の出発点としての意味も持つ。この目録は朝鮮総督府の公文書を利用する本格的な歴史研究をいっそう触発することに寄与するだろう。

<詳細目録集>について

1. この本は国家記録院が所蔵している朝鮮総督府の公文書の中で社会教育として分類されている宗教(儒教、仏教、キリスト教、その他)と社会事業および教化事業(社会教化、青年訓練所)の機能と関連する文書綴、147冊に含まれた件単位の公文書の目録集である。
2. 目録は綴り分類番号と綴りの中の文書番号の順で配列した。
3. 詳細目録は次のような要素として構成されている。

固有番号	分類番号	記録綴
記録綴名		
生産機関	生産年度	
移管機関		
所蔵機関名	所蔵機関の登録番号	
該当綴に属する記録件の一連番号		記録件
記録件名		
関連日時*		
発信者	受信者	
ページ数		
添付文書		
・ ・ ・ ・		

*記録件の生産日、接收日、施行日などの該当日を表示する。